

第30回 農業委員会総会議事録

平成28年12月22日開会

中標津町農業委員会

平成28年12月22日、第30回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 8番 飯 島 浩
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 14番 本 田 芳 明
- 15番 纒 坂 尚 久
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 7番 小 林 亨

附議した案件

- イ) 議案第150号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第151号 現況証明願いについて
- ハ) 議案第152号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ニ) 報告第85号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- ホ) 報告第86号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第30回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
15番、櫻坂尚久委員。
16番、金刺健四郎委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を、事務局長から報告致します。

事務局長 11月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
11月30日、平成28年度農業者年金加入推進セミナーが東京・砂防会館を会場として開催されました。
記念講演では「ふるさと料理人」としてメディアでも活躍されている藤清光氏を講師として「食はいのち～足元の宝、ふるさと料理」をテーマに約1時間の講演会が行われました。
加入促進に関する活動事例報告・情報交換では北海道から本別町農業委員会、その他、群馬県、長崎県の農業委員会から事例報告があり、情報交換が行われ、最後に農業者年金の加入推進と『のうねん倶楽部』の組織活動の強化に関する申し合わせ決議」を決定し終了いたしました。

翌日1日には、東京・メルパルクホールで平成28年度全国農業委員会会長代表者集会が開催され、第1部では「農地利用の最適化を加速させよう」と題したパネルディスカッションと、「農地利用の最適化の推進」に関する申し合わせ及び「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議を決定しております。

第2部では、要請決議として農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議が提案され、原案のとおり決定されました。

両日とも会長、事務局長が出席しております。

また、30日と1日に、根室地方農業委員会連合会で地元選出国會議員2名に対し、衆議院議員会館において代議員と面談し独自要請を行なっております。

次に、12月12日から16日までの日程で中標津町議会12月定例会が開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問が行われ、議案として、各会計補正予算、条例の一部改正等が提案され審議し、可決しております。

なお、本議会において、中標津町農業委員会の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について提案されております。

本会議が開催された12日と16日に会長が出席しております。

12月19日、北海道農業会議第9回常設審議委員会が札幌市で開催され、審議員として会長が出席しております。

最後に、北海道農業者年金協議会主催により「平成28年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が昨日、根室市総合文化会館にて開催され、本町から代議員、農業委員、事務局員合わせて12名が出席しております。「農業者年金制度の現状について」「新農業者年金制度について」「実態を伴った経営移譲の確保」について研修しております。以上会務報告といたします。

議長 日程3、報告第85号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第85号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(8)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の94ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積25,019㎡ほか8筆、合計畑180,559㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年6月1日から平成29年5月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

なお(2)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の95ページをお開きください。

(2) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積25,786㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年7月26日から平成29年7月25日まで。5、合意解約成立の日、平成28年12月8日。6、解約の理由、合意解約。この2

件については、議案第152号(2)(3)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。議案の96ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積31,039㎡ほか21筆、畑499,184㎡、採草放牧地128,317㎡、合計627,501㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成21年4月30日から平成31年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成28年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第150号(3)(4)に関連するもので、現在、後継者である〇〇氏へ使用貸借中の農地について、〇〇〇〇氏が経営移譲することに伴い、期間内解約するものです。議案の98ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、面積93,403㎡ほか3筆、合計畑191,889㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成28年12月8日。6、解約の理由、合意解約。なお、(5)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の99ページをお開きください。

(5) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積97,646㎡の内82,646㎡。

3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成21年7月1日から平成31年6月30日まで。5、合意解約成立の日、平成28年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第152号(10)(11)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借中の農地を合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。議案の100ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積44,577㎡ほか10筆、合計畑286,250㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年4月24日から平成31年2月26日まで。5、合意解約成立の日、平成28年11月30日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(7)(8)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の101ページをお開きください。

(7) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積14,633㎡ほか5筆、合計畑133,356㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年11月29日

から平成 29 年 9 月 26 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 11 月 30 日。6、解約の理由、合意解約。議案の 102 ページをお開きください。

(8) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 65,705 m²ほか 1 筆、畑 65,705 m²、採草放牧地 14,516 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 12 月 24 日から平成 31 年 10 月 28 日まで。5、合意解約成立の日、平成 28 年 11 月 30 日。6、解約の理由、合意解約。

この 3 件については、議案第 152 号 (4) (12) (13) に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程 4、議案第 150 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1) から (6)、(7) と (8)、(9) から (11) の 3 回に分けて審議を致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 150 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2 名で共有名義となっております。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、採草放牧地、面積 5,934 m²ほか 1 筆、利用目的、牧草畑。合計、採草放牧地 13,005 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、法人構成員の経営移譲に関連して使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 12 月 22 日から平成 38 年 12 月 21 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、法人構成員内での経営移譲を行うこととなり、平成 28 年 1 月 7 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、所有農地の未貸付が判明したため使用貸借を行うものです。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第150号(2)について説明致します。5ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,871㎡ほか40筆、
利用目的、牧草畑。合計、畑828,113.60㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、
後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利
を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。
平成29年1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、
農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。
7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、
後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成28年11月2日、
経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、
使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3) から(5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第150号(3) から(5) について説明致します。8ページをお開き下さい。
(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,039㎡の内29,277
㎡ほか11筆、利用目的、牧草畑。畑471,818㎡、採草放牧地46,201㎡、合計518,019
㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営
移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約
の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年1月1日から平成38年12
月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇
㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

なお、(4)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。11ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 52,684 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この2件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 28 年 1 月 2 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。13ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,604 m²ほか 20 筆、利用目的、牧草畑。畑 621,536 m²、採草放牧地 30,007 m²、合計 651,543 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 28 年 1 月 2 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第 150 号 (6) について説明致します。17ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 23,412 m²ほか 41 筆、
利用目的、牧草畑。畑 811,869 m²、採草放牧地 174,812.82 m²、合計 986,681.82 m²。
3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲
を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内
容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月
31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。
家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平
成 28 年 1 月 7 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等
の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。
別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 150 号、(1) から (6) について、これを原案のとおり決することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇〇委
員の退席をお願い致します。
…………… (〇〇〇〇委員・〇〇〇〇委員退席後) ……………
議案第 150 号、(7) と (8) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願
いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第 150 号 (7) から (8) について説明致します。
22 ページをお開きください。
(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,323 m²ほか 39 筆、
利用目的、牧草畑。畑 520,775 m²、採草放牧地 89,060 m²、合計 609,835 m²。3、許
可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受け

て農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成28年10月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。25ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積25,135㎡ほか33筆、利用目的、牧草畑。畑438,209㎡、採草放牧地10,800㎡、合計449,009㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成28年10月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)と(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第150号、(7)と(8)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇〇〇委員・〇〇〇〇委員着席後)……………
〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
議案第150号、(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第150号(9)について説明致します。29ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積34,001㎡ほか40筆、利用目的、牧草畑。畑862,562㎡、採草放牧地59,430㎡、合計921,992㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成28年10月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田芳明委員。

本田芳明委員 議案第150号(10)について説明致します。32ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積32,765㎡ほか24筆、利用目的、牧草畑。合計、畑440,079㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営移譲を受けて農業経営を継承する。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成28年10月26日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第150号(11)について説明致します。35ページをお開きください。
(11)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,606㎡ほか65筆、
利用目的、牧草畑。畑1,186,614㎡、採草放牧地196,712㎡、合計1,383,326㎡。
3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借する
もの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を設定し、
又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成29年
1月1日から平成38年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇
〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別
紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了とな
ったため、再度、使用貸借設定するものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(9)から(11)について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませ
んか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第86号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届に
ついて」を議題に供します。
(1)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第86号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。104ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成28年3月24日付、中農委5第9号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、土の採取。5、事業計画の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。6、事業完了年月日、平成28年12月2日。7、完了検査年月日、平成28年12月13日。

この完了届けにつきましては、平成28年12月2日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地確認をせず、平成28年12月13日付けで、完了報告の写真にて確認したところでした。現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第86号(2)から(3)について説明いたします。なお、同一届出人の一時転用現場であることから、一括して説明いたします。

105ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成28年3月24日付、中農委5第10号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク、土の採取。5、事業計画の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。6、事業完了年月日、平成28年12月12日。7、完了検査年月日、平成28年12月13日。

106ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号、平成28年3月24日付、中農委5第11号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、黒ボク、土の採取。5、事業計画の期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日。6、事業完了年月日、平成28年12月12日。7、完了検査年月日、平成28年12月13日。この完了届けにつきましては、平成28年12月12日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成28年12月13日付けで、完了報告の写真にて確認したところでした。現地については雪解け後に再確

認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程6、議案第151号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第151号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。42ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積1,101㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
平成18年の農地保有合理化事業の際に、農業用施設用地を分筆したもので、公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第152号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)から(13)、(14)から(17)、(18)から(20)の3回に分けて審議を致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第152号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。

45ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、現況畑、面積 9,324 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 12 月 26 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 277,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。作付作物、馬鈴薯・蕎麦。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第 152 号(2)から(6)について説明いたします。

なお、(2)から(4)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

47ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 25,019 m²ほか 8 筆。畑 160,793 m²、採草放牧地 19,766 m²、合計 180,559 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 405,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。50ページをお開きください。

(3) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 25,786 m²。利用目的、

牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成29年7月25日まで。6、価格、年103,100円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。52ページをお開きください。

(4) 1、貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積44,577㎡ほか10筆。合計畑286,250㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年12月26日から平成31年2月26日まで。6、価格、年392,420円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。55ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積41,638㎡ほか7筆。畑92,584㎡、採草放牧地33,569㎡、合計126,153㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年319,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。58ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積8,600㎡ほか11筆。畑279,930㎡、採草放牧地7,270㎡、合計287,200㎡。利用目的、牧草畑。3、許可

を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。6、価格、年1,163,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第152号(7)から(9)について説明いたします。

なお、貸主が同一なことから一括して説明いたします。

61ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市豊平区〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,410㎡ほか2筆。合計畑140,666㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。6、価格、年553,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。62ページをお開きください。

(8)1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積87,753㎡の内46,753㎡ほか2筆。合計畑107,249㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。6、価格、年266,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

63ページをお開きください。

(9) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 28,310 m²ほか1筆。合計、畑 49,763 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 184,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7) から (9) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10) から (12) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第152号(10)から(12)について説明いたします。

なお、借主が同一なことから一括して説明いたします。

66ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 93,403 m²ほか3筆。合計、畑 191,889 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。6、価格、年 647,500 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。68ページをお開きください。

(11) 1、貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 97,646 m²の内 82,646 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする

る契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成29年1月1日から平成31年6月30日まで。6、価格、年272,700円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。70ページをお開きください。

(12) 1、貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積14,633㎡ほか5筆。合計、畑133,356㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年12月26日から平成29年9月26日まで。6、価格、年173,760円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第152号(13)について説明いたします。73ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,705㎡ほか1筆。合計、畑65,705㎡、採草放牧地14,516㎡。利用目的、牧草畑及び採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年12月26日から平成31年10月28日まで。6、価格、年106,920円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基

盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第152号、(1)から(13)について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇〇〇委員退席後)……………

議案第152号、(14)から(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第152号(14)から(17)について説明いたします。

75ページをお開きください。

(14)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積128,252㎡ほか9筆。畑332,398㎡、宅地5,906.71㎡、合計338,304.71㎡。利用目的、牧草畑及び農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年12月26日から平成33年10月24日まで。6、価格、年403,020円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(15)から(17)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。78ページをお開きください。

(15) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 98,517 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 12 月 26 日から平成 33 年 10 月 24 日まで。6、価格、年 114,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。80ページをお開きください。

(16) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 8,328 m²ほか6筆。合計、畑 106,639 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 12 月 26 日から平成 33 年 10 月 24 日まで。6、価格、年 52,560 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。83ページをお開きください。

(17) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 5,954 m²ほか4筆。合計畑 80,737 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 12 月 26 日から平成 33 年 10 月 24 日まで。6、価格、年 104,320 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この4件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14) から (17) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第152号、(14) から (17) について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
…………… (〇〇〇〇委員着席後) ……………
〇〇〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
(18) から (20) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第152号(18) から(20) について説明いたします。
86ページをお開きください。
(18) 1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社
理事長 竹林孝。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積44,210㎡ほか7筆。合計
畑230,234㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保
有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模
拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設
定、賃貸借。5、期間、平成28年12月26日から平成33年10月24日まで。6、
価格、年150,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇
〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業
経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した
農地を、あっせん会議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものであり
ます。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上で
す。89ページをお開きください。
(19) 1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,758㎡ほか1筆、合計
畑47,011㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農
地を譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転
しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、940,000円。6、資金調達方
法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇
〇〇〇㎡、作付作物、蕎麦。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。
9、見取図は別紙のとおりです。
この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近
隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。
別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いるものと判断いたしました。91ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,477㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,715,000円。6、資金調達方法、農協ローン2,715,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成28年11月17日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(18)から(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第152号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(18)から(20)について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

会長 ここで、今年最後の総会でございますので、私の方から一言ご挨拶させていただきます。
今年は春から低温、長雨、追い討ちをかけるような季節はずれの台風の襲来で、牧草、特にデントコーンなどの収量も少なく、良質な粗飼料の確保が出来ませんでした。また、畑作では例年の半分くらいの収穫となり、100年に1度の異常気象ということもあり、大変な年であったと思います。
特に酪農は、今年収穫した粗飼料が来年以降の生乳生産に影響してきますので、少し心配なところではありますが、来年は乳価も上がるということで、来年は天候にも恵まれ、豊穰の秋を迎えられればと思います。
今年は4月1日に農業委員会法の一部が改正されて、次期農業委員は公選制ではなく、選任制となります。16日の議会で定数条例が可決されたところですが、当町では農業委員の定数が18名で選任制に移行したということになります。

来年の7月19日まで、現委員の任期はありますが、4月公告、6月の議会で議案提出、承認という運びになる予定です。

しかし、農業委員会法の一部が変わったとはいえ、優良農地の確保、また農地の担い手への集積など、我々の活動内容は今までと変わらず、今まで以上に忙しくなることと思われませんが、これからもみなさんと一緒に今まで同様に元気に活動できればと思います。また、今年もあと10日足らずですので、家族共々、元気に新しい年を迎えていただければと思います。委員の皆さま、事務局職員の皆さま、大変忙しい1年間でしたけど、ありがとうございました。

以上で、今年最後の総会にあたっての挨拶といたします。

議長 これをもちまして、第30回総会を閉会致します。
ご苦勞さまでした。

(閉会 11時35分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月22日

会 長 安 田 稔 _____

15番 櫻 坂 尚 久 _____

16番 金 刺 健四郎 _____